

第 1 1 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 8 年 1 月 8 日 (木) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史、
6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、
10 番 垣谷征志、11 番 酒井博一、12 番 矢野健巳、13 番 ハジィフ泉、
14 番 山本勝也
【推進委員】
2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、4 番 宮川一郎、
5 番 小橋誠一 6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
2 番 野坂賢思
【推進委員】
1 番 矢野司
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請について (1 件)
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請について (1 件)
議案第 3 号 非農地小証明願について (2 件)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について (1 件)
議案第 5 号 高知県農業振興地域整備基本方針の変更について

議長 定刻になりましたので始めたいと思います。
みなさん、新年明けましておめでとうございます。
今年は、この新しいメンバーになりまして2年目の年になります。
2年目の年には、県外の視察研修がありますので、全員の方がぜひ参加していただきたいと思っております。
それでは早速ですが、第11回の1月定例会を始めたいと思います。
本日の欠席委員さんは、〇〇さんと〇〇さんの2名です。
議事録署名人のほうは、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。
それでは、議案審議のほうに入っていきたいと思います。
議案第1号、農地法第4条許可について1件出てますので、事務局のほうよりお願いいたします。

事務局 議案書の1ページ目をお願いします。
議案第1号、第4条申請になります。
番号1番、申請人 〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町佐賀橋川字タコウラヤシキ558番1、141平米のうち、24.79平米。申請理由としまして、既存墓地は山中にあり、高齢になり管理などが困難になるために近隣に納骨堂を移設するためとのことです。
2ページ目からお願いします。
こちらの案件ですが、昨年の9月定例会にて、農用地区域の除外申請が出ていた案件になります。
そちらの農用地区域除外手続きが終わりましたので、今回、4条申請が出てきたという運びになります。
場所としまして、佐賀橋川の集落で国道の直線が続く場所がありますが、その国道から少し上がって、少し高くなった場所になります。
続いて、3ページ目がゼンリンの地図となります。
申請地が上のほうにありまして、そこから少し左下にですね、〇〇がありますが、そちらが〇〇になります。〇〇ありますが、〇〇というところです。
続きまして、4ページ目が拡大の航空写真です。
青い枠線が、この筆の境界線になりまして、このうち赤枠の線のところが転用申請地になります。24.79平米となっております。
続きまして、5ページが公図となります。
同じように赤枠が申請地となりますが、周辺地目として、畑とか田んぼには囲まれておりますが、実際に耕作している場所はないようですので、今回、同意書などはいただいてないようです。
前回、農用地区域除外の際にも、県担当者に話したところ、特に同意等は要らないでしょうというお話もあったようなので、そのように進めております。
続きまして、6ページから8ページが、土地利用計画となっております。
6ページのほうが、全体の平面図です。
続いて7ページが、納骨堂の配置図となっております。
8ページが立面図となっております。
こちらの造成につきましては、地面を10センチメートル程掘削し、その上にコンクリート及び砂利を敷くということのようです。
墓石周辺の正方形のエリアがコンクリート敷きになりまして、その周辺に砂利を敷くという計画となっております。
雨水については、敷地内への自然浸透となります。
続いて、9ページ、10ページが現況写真です。
9ページ目が、申請地、墓地敷地をアップした図面となります。
この赤枠がそのまま墓地敷地となります。

10 ページ目が、少し引いて撮った写真で、青枠がこの筆全体の面積となっております。

資金計画につきまして、土地造成費が〇〇円、建築設計費が〇〇円で、合計〇〇円、〇〇の計画となっております。

事務局のほうから以上です。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
担当委員さんのほうで説明がありましたら、お願いします。

〇〇委員 4 ページ見たら分かりますが、別のお墓も既に建っておりますし、周辺状況も特に問題は無いと思います。

議長 担当委員さんの説明がありました。
これについて、質問意見はありませんか。
墓地の面積は何か基準があったかね、何平米以内とか。

事務局 基本的に、30 m²くらいの基準があったと思います。

議長 面積も基準内ですし、問題ないと思います。
特に質問はありませんかね。
それでは、議案第1号、農地法第4条申請の1番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして、議案第2号の農地法第5条申請について、1件ですが、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、第5条申請です。番号1番。
こちら、貸借の申請となります。
貸人、〇〇さん、借人、〇〇さんです。
申請地としまして、黒潮町下田口字ヨケ2199番1、田、3000平米のうち、2102平米です。
申請理由としまして、太陽光発電設備の設置となっております。
11ページからお願いします。
こちらの事業なんですけど、今回この借人になっております〇〇さんが施工をしまして、その後の運用については、黒潮エナジーさんという会社に依頼をさせていただきます。
この黒潮エナジーというのは、町と今回の施工者〇〇さんが共同出資して運用している地域電力会社です。お聞きしたことがあるかもしれませんが、今、黒潮町が、脱炭素先行地域として環境省のほうから認定を受けておりまして、そういった関係で、事業を推進していくということで地域の再生可能エネルギーの推進や、それから、脱炭素カルテなども、1戸1戸訪問して作成をさせていただいてるところなんですけども、そういった作業、ほかにもですね、例えば、今後の予定としまして、各避難所への蓄電池導入であるとか、公共施設の太陽光発電設備の設置、それから戸建て住宅における太陽光発電設備の設置の補助、今後の計画ですが、小型風力発電設備の導入といった、地域で電力の地産地消を進めていこうというかたちで、防災、それから脱炭素、福祉を融合した地域づくりを活動の中心として、進めていこうということで、この黒潮エナジーを、黒潮町、それから〇〇さんの共同出資で運用しております。
今後も、この脱炭素関連の事業が、様々な事業が出てくるというふうに思われますので、今回その一環として、国の補助金もつきまして、この事業を実施するというこ

とになったものです。

また 11 ページのほうに戻りますが、場所としましては、馬荷に入っていくところの、田の口の国道沿いの場所となります。

12 ページがゼンリンの地図です。

以前ここは田んぼだったんですが、数年前に形状変更が出て、畑に埋立てがされた場所です。

それで一時期、ちょっと残土などが置かれて盛土のような状況になってたんですけども、そこについては、事業者の方にお話しして、既に取りいただいておりますので、通常の形状に戻っている状況です。

13 ページ目が拡大の航空写真です。

青い枠線が一筆の境界になっておりまして、今回、事業施工地となるのが、この赤枠の線内になります。2102 平米となっております。

続きまして、14 ページ、15 ページが、公図となっております。

続いて、16 ページが土地利用計画図です。

こちらにつきまして、特に大きな造成は行わず少し整地しまして、基本的にそのまま利用するということです。

太陽光パネルが 408 枚、キュービクル 1 台を設置する予定ということなんです。

太陽光パネル設置予定図が青色で書かれておりまして、キュービクルが赤色で、少し下のほう、南側のほうに書かれております。

この太陽光パネルを設置するにあたりまして、これまでもお話しされておりますように、ものによっては、老朽化したとき、それから破損したときにですね、カドミウムや、ヒ素、セレンといった有害物質が出る場合があるようです。

これは、もう言われているとおりで、耐用年数を過ぎて老朽化したもの、それから破損したものをそのまま使っていたら、ものによっては、こういった有害物質が出ると。

そこは確かにあるようなんですけども、今回の使用部品につきまして、今日、当日資料でお配りさせていただいているんですが、議案第 2 号関係資料という資料、こちらお願いします。

こちらの下段のほうに、対象物質と、それからその物質の含有率というものが表に載っております。

鉛、カドミウム、ヒ素、セレンと順に載っておりますが、よく言われておりますのが、カドミウムヒ素、セレン、こういった物質が、先ほど申しましたように、老朽化したときに有害物質として流れ出ることがあるということで聞いておりました。

ただ、今回その申請者のほうからお話がありましたのが、そういった物質を全く含んでおりませんということで、この表が提出されております。そういう安全である旨の報告がなされております。なので、周辺への作物、それから環境への影響というものはないというふうに、説明を聞いております。

次のページにいまして、太陽光パネルの図面と、それから 1 番最後にキュービクルの図面もついております。

また、管理の面に関しましては、管理の主任技術者を〇〇さんに依頼をして、法定点検を半年に 1 回実施するということです。

また、それ以外に、遠隔で 365 日、発電状況などを監視するので、万が一破損などがあると、必ずすぐに分かる状況にはなっているということです。

また、雑草などの状況も見て、除草作業を年に何回か実施していくということで、報告が出ております。

利用計画については以上でして、排水については、特に水道設備等はありませんので、雨水自然浸透させるのみとなっているようです。

それから、安全対策として、周囲をフェンスで囲うということでも出てきております。

続きまして、17 ページから 19 ページが現況の写真となっております。

17 から 18 ページ、これは国道側から撮ったものと中心部に向かって撮った写真なんですけど、19 ページが、反対側、川側の方面を撮った写真です。蛸瀬川に沿った場所と

なっておりますので、先ほど話しましたようにフェンスで安全対策をして、パネルが落ちるとか、そういうことが絶対ないようにしていく必要はあると考えられます。

資金計画としまして、土地の取得費、これは賃料になるんですけども、年間〇〇円。事業計画が20年ですので、〇〇円掛ける20年の〇〇円。

建設設計費が〇〇円です。

合計で〇〇円、〇〇ということです。

事務局の方から以上です。

議長 ありがとうございます。

事務局から、詳しい説明がありました。

これは購入するのではなく、土地を借りて貸借で太陽光発電の事業を行っていくというものです。

担当委員さんから何かありますか。

〇〇委員 29日に、地権者の自宅のほうへ行って話をしましたら、以前は残土の件でご迷惑おかけしましたということをおっしゃっておいりました。

残土を撤去するにあたっては、私も地権者さんとはかなり話しましたが、そのまま置いておくのはいかんということで撤去をしまして、今回、太陽光発電設備の話がありましたので、活用していきたいとのことでした。

以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

これについて意見、質問ありませんか。

〇〇委員 この業者さん、町と共同出資で事業実施していくということでしたけど、耐用年数がどれだけになるかということと、事業後の片づけは、業者がやってくれるがやろうか？

事務局 耐用年数としては、17年ということのようです。

事業期間が先ほど申しました20年ということで、それが大丈夫なのかと聞いたんですけど、耐用年数はそういうふうに決められてますが、品質としてはまず絶対に大丈夫なので、ほかのところで事業をされているんですけども、こういったかたちでやらせていただいていますということで、絶対、20年は品質の保証はさせてもらうということでおっしゃってました。

〇〇委員 そういう場合、資料の中にね、もう駄目になったら、自分の会社が回収しますとか、そういうふうな文言があったら、みんなが安心するわね。

もう今、かなりそのまま放置にしてる設備も多いらしく、許可後のことも、こうしますというような文言があったらいいかなと思う。

事務局 撤去費用ももちろん計上しているとおっしゃってましたし、当然、黒潮エナジーという、町と共同出資でしている事業ですし、そこはもうしっかりと、やっていただくようにという話は確認をさせていただいていますので。

もちろん撤去までやりますということで、聞いております。

〇〇委員 今、避難タワーとか体育館の屋根とか、いろんな所に設置してますよね。

町が関わっている事業なので、しっかり運用管理をしていただけたらと思う。

事務局 国の補助金が出てやっている事業なので、だからというわけではないですが、もちろんそこをしっかりとしないと本当に大変なことになるとは思いますので。

〇〇委員 万が一、何か物質が流れ出ましたとか、あそこは風当たりの強いところなので、パネルが飛んだりということがないように、しっかりやってもらわんといかんね。

〇〇委員 新聞で見たがやけど、国の方は太陽光の発電事業を縮小していくということでしたが、今後の事業実施において何か関連はありそうやろか？

事務局 全部を一律にやめるということではなくて、メガソーラー、北海道などの自然環境に影響を及ぼすような、そういう公園には設置せんと思うがですけど、そういう大きい発電ですけど、それは何か規制をかけていくというような、そういうのはでてきているみたいです。今回ののは、そういう規制にかからないので出てきています。こういう意見をいただいたということは議事録に残していきますし、事業者には、いただいた意見は伝えていきたいと思います。

議長 はい、そのほかありませんかね。

〇〇さんは、女性農業委員さんとして高知県のほうによく部会や研修会に行かれていますので、ほかの市町村のことなんかも聞いて知っていて、そのまま放置されている話も聞いたようなので、そういう心配からご意見をいただいたのだと思います。

そのほか意見ありませんか。

共同事業ということで、町のほうにも責任がかかってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案第2号の5条申請について承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

挙手全員で承認されました。

続きまして、議案第3号非農地証明願2件、1番のほうから、事務局よりお願いいたします。

事務局 議案第3号非農地証明願です。

番号1番、願出人、〇〇さんです。

願出地としまして、黒潮町御坊畑字ホキ213番、田、413平米です。

理由としましては、少なくとも11年以上前に耕作をやめ、現在は草木が繁茂しており、耕作が困難な状況であるとのことです。

20ページからお願いします。

まず、場所になりますが、御坊畑の集落がありまして、ページ中央あたりに蛸瀬川が流れておりますが、この蛸瀬川川沿いの田んぼになります。

21ページがゼンリンの地図となっております。

続いて22ページが、拡大の航空写真です。

川沿いに広がっている田んぼとなります。

続いて、23ページが公図となっております。

次にいきますが、24ページが現況写真です。

ご覧いただきますように、草や木が繁茂しておりまして、なかなか耕作が出来ない現況となっているようです。

事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、担当委員さんのほうでお願いいたします。

〇〇委員 ご本人と一昨日お話をしまして、もともとこの田は深くて、願出人が購入した当時

から耕運機やトラクターがなかなか入らないということのようでした。そういう経過もありますし、現況をみても耕作は難しい状況ですので、特に問題はないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。
この件につきまして、意見質問ありませんか。
やっぱり耕作するにもなかなか難しいところやっみたいやね。
日陰にもなりますしね。

事務局 そうですね、山沿いです。

議長 よろしいですか。
それでは、議案第3号の非農地証明願の1番について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
続きまして、2番の方を事務局よりお願いいたします。

事務局 非農地証明願、番号2番です。
願出人、〇〇さんです。
願出地としまして、黒潮町浮津宇東奥尾2667番、畑、171平米。同じく宇東奥尾2671番、畑、13平米。同じく宇東奥尾2672番、畑、66平米。宇浮津東分2786番、畑、79平米。同じく宇浮津東分2788番1、畑、195平米。宇流田3210番、畑、274平米。
すいません、次の7番、宇下モ小田3392番ですが、願出はあったがですが確認したところ、農用地区域に入っていましたので、願出人と話しまして、取下げというかたちにはさせていただきました。
願出理由としまして、10年以上前に父が体調などの理由により耕作をやめ、現在は山林や宅地敷地の一部になっているということです。
25ページからお願いします。
場所が点在しておりますので、近い場所ごとに説明をさせていただきます。
2の①から2の②③④⑤、こちらが浮津の集落付近に点在しております。
右上のほうにあります2の⑦、これが先ほど申しましたように、取下げになります。
続いて26ページが、ゼンリンの地図となっております。
続いて、27ページが拡大の航空写真です。
28ページが公図となっております。
続いて、29、30ページが、こちらの2の①から2の③までの現況写真です。
2の①ですが、上から撮ったんですけども、もう藪になっている状況でして、同じく2の②③についても、竹などが生えておまして、山林化しているというような状況です。
31ページですが、こちらが、2の④⑤の拡大航空写真です。
こちら、宅地敷地の一部となっております。この敷地のすぐ北側に〇〇が、〇〇のようです。
今、遠方の方にいらっしゃるということで、今回、この非農地証明で地目変更し、所有権移転をしていきたいとのことでした。2の④⑤の公図が、32ページに載っております。
次にいきますが、33ページが現況写真となります。
宅地敷地の一部になっておまして、畑という状況ではないと思われまます。
次の34、35、36、37ページが、取下げになった2の⑦ですので、こちら、すいません、ちょっと飛ばします。
38ページが、2の⑥の航空写真です。
こちらが、浮津の方から、蜷川に向かう道路沿いにある場所となります。
右上のほうに見えておるのが、蜷川地区になります。

続いて 39 ページが、ゼンリンの地図です。
右上、右端のほうに、願出地を丸で囲んで載せております。
40 ページが拡大の航空写真です。
41 ページが公図となっております。
42 ページが、現況写真となっております、ご覧いただくとおり山林の一部のような状況となっております。
事務局のほうから以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
事務局からの説明を終わりました。
担当委員さんの方からお願いします。

〇〇委員 1月3日、〇〇さんと一緒に現場確認に行きました。④と⑤以外は、草木が繁茂して藪になっており、畑と呼べる状況ではありませんでした。④と⑤につきましては、宅地の庭でした。年に何回かは、草刈をしているということでした。
農地と言える現況ではありませんでしたので、その旨ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。
この件について、意見ありませんか。
担当委員さんの説明にあったように、この家の周りの部分は、写真から見ても藪になっているので、非農地だと思いますが、家の前のところがまだ十分な非農地状況ではないみたいな感じで見えるわけですけど、この家を売ったりする予定があるけん、こうやって非農地証明願が出てきたがよろかね。

事務局 地権者の方が遠方にいらっしゃるので、地元にいる知人の方に所有権移転をしたいというふうに聞いております。

議長 分かりました。
そのほか、意見質問ありませんか。
ないようでしたら、非農地証明の2番について承認を受けたいと思います。
承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。
挙手全員で承認されました。
議案第3号まで終わりました。
次は、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 今日お配りしました議案第4号の資料をお願いします。
利用権の設定、再設定になりますが、1件、2筆出ております。
1度に説明させていただきます。
整理番号7-32、大方7-32貸付人、〇〇さん、借受人、高知県農業公社です。
期間としまして、令和8年2月から令和11年の12月までとなっております。
約4年間の設定となっております。
場所としまして、黒潮町入野字平成7118番、畑、面積2047平米、作目ショウガ、一反あたり〇〇円の賃借料となっております。
同じく7-33、大方7-33、こちら貸付人・借受人さんは同じで、期間も一緒です。
入野字平成7119番、畑、2953平米、作目ショウガ、反あたり同じく〇〇円の賃借料となっております。
こちらが、地権者さんと農業公社で利用権設定した後、〇〇さんと利用権を設定するという事です。

こちら、耕作者の〇〇さんですが、〇〇に在住で、〇〇の農業委員をされている方のようです。

再設定になりますので、何年か前からこちらで耕作をされているということです。事務局のほうから以上です。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。
再設定の案件です。
これについて、意見質問ありませんか。

〇〇委員 耕作者の〇〇さんは、他にも作りよう？

〇〇委員 〇〇で作られています。

議長 ほかに意見はないですか。
再設定でして、そのままの耕作ですので、よろしいかと思えます。
それでは議案第4号農用地利用集積計画について、承認される方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございました。
挙手全員で承認されました。
それでは、議案第5号 高知県農業振興地域整備基本方針の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 今日お配りしました議案第5号の冊子の資料をお願いします。
ちょっとボリュームがあるので、議案書と一緒に先送りしたほうがよかったかなと後で反省したんですが、今、自分のほうで簡単にご説明をさせていただいて、そのあとで少しご覧いただく時間をとらせていただけたらと思いますので、まず、私の方からですね、概要の説明をさせていただきまして、そのあと、少し内容をみなさんで見ただけたらと思います。
こちら、高知県農業振興地域整備基本方針ですけども、こちら農業振興地域の整備方針、法律に沿ってですね、都道府県知事が概ね10年を見通して定めているものです。各市町村が策定する農業振興地域整備計画に関して、その基準ないし基本となる事項を掲げている内容でして、この高知県のこの整備方針が、各市町村の方針のもとになっているものとなっています。それが概ね10年間という期間で更新されているというものになっています。
まず、1ページ目からなんですが、基本方針変更の趣旨ということですが、令和6年6月に食料農業農村基本方針及び基本法及び農振法が改正されたこと、令和7年4月に食料農業農村基本計画が変更されたことを踏まえ、令和7年6月に、農用地等の確保に関する基本方針を変更し、令和17年時点で確保される農地面積を390万ヘクタールと見通したところです。
大きな法律の制定とか改正があったことで、今回、この面積がこのようになったということで、基本方針の趣旨が書かれておまして、そこが変更になったということです。
これ以降、こういった更新で、その時々農地面積の数値データとか、気象データなどが変化して、その概況を、変更を記載したものがほとんどとなっておりますので、流れに沿って説明をさせていただきます。
次の2ページなんですが、こちら農地の面積目標について書いたものです。
前回更新から今回で、令和12年から令和17年度の目標値に変更したものとなっております。
転用などによる区域除外や、荒廃農地、耕作放棄地の発生、また施策効果による増減を加味されて、こちらが変更となっております。

この変更前なんですけれども巻末のほうにですね、新旧対照表がつけられておりまして、26 ページ以下が、新旧対照表となっております。

こちら巻末でして、その対照表も小さいので見にくいかと思いますが、一応、前回、令和 12 年における農用地区域内農地の確保面積目標として、2 万 7900 ヘクタールだったものが、今回、令和 17 年度目標で 2 万 4200 ヘクタールに、少し下方修正というか、面積が減ったもので、記載がされております。

次の 3 ページ目なんですけど、こちらはその時々の数値データの変更になるんですが、真ん中のあたり、令和元年 12 月 31 日時点の面積、2 万 8700 ヘクタールを 2300 ヘクタール下回っておりますというところ、これがですね、前は平成 26 年 12 月 1 日時点の面積 2 万 8900 ヘクタールを 200 ヘクタール下回っておりますということで、ちょっと時間が経過したことで、その変化した数値をここに掲載しております。

4 ページが変更なしで、5 ページがですね、こちら気象データの変更ですので、そのまま変更したものを載せております。

6 ページも文言の修正です。

7 ページ目からが、農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項とありまして、高知県の農業振興地域として指定することを相当とする地域、各市町村の状況が書かれているものです。

黒潮町については、12 ページに記載されておまして、農用地の面積が減っておりますので、そちらが変更となっております。

主な農用地の指定地域につきまして、こちらの枠内に、文言で地域が書かれております。ここは特に変更はありません。

次が、13、14 ページ、変更がありません。

そして、15 ページからなんですけど、15 ページの下、1 番下 (3) 主要営農類型とありますが、これについて、右側、16 ページから書かれております。これが、主要な営農類型ごとのモデル事例となっております。一定、今こういった規模で営農が出来ましたら、優良な経営事例と言える指標になるものです。

当町でも参考にしまして、経営目標の指標としております。

こちら、新旧対照を見ていただいたら分かるんですが、以前は、かなり数値を具体的に書いていまして、何平米以上で、収益が幾ら以上ということで書いていたんですが、こういった文言での記載に変わっております。

今回、こういった品目ごとの営農類型モデルが、19 ページまで書かれております。

20 ページ目が、農業の近代化のための施設の整備に関する事項、ここも大きな変更はありませんが、県が運営しますデータ連携で効率的な営農へつなげるサワチが県から導入されたことによって、そのことがこの文言で入ってきております。

以下は、文言の軽微な変更が入ってきておまして、26 ページ以降は新旧対照表となっておりますので、みなさんにも見ていただけたらと思います。

すいません、少し見ていただきまして、気になる点などがありましたら、ご意見ご質問いただけたらと思います。

議長 なかなか難しい資料を入れてもらいました。

すいません、眺めてください。

役場の職員が見るような資料を農業委員会のほうに持ってきてくれます。

事務局 すいません、県の方でこの計画を変更するにあたって、各市町村農業委員会での意見聴取が必要になっていまして、それで、今回、協議にあげさせていただきました。

〇〇委員 耕作放棄地が問題になってきようけど、そこについてふれちょう？

事務局 耕作放棄地の解消についての具体的な目標は、今回の計画にはなかなか載せてないですね。

〇〇委員 耕作放棄地解消のために、山間地域はこういう作目を植えたらいいとか、平坦地域はこういうものがいいとか、何か推奨してもらえたらええがやけどね。愛媛県は、ブルーベリーとか苗の段階から収入まで補償してやって、産地化しよう。そういう取組、この市町村はこういう品目やったらどうかとか、出してもらえたらいいけどね。

議長 別件になりますけど、農用地区域なんかももう耕作放棄地になって難しいところはもう、区域除外でのけたらええと思うんやけどね。

先ほども浮津の案件であったけど、見た目は非農地やけど、農用地区域には入ちようけん、いかんかっただけで。除外しちよって、基盤整備事業等で必要が生じたら、区域に入れたらいいというような話も聞いたことがある。

農地パトロールで見よっても、昔は耕作しよったけど、今は山林になっちよとこたくさんあるし、そういうところは除外していったらいいと思う。

〇〇委員 農用地区域とは、基盤整備をしたところ、もしくはこれから基盤整備をする予定のところという整理でいいですか？

事務局 区域に入っていなかったら、圃場整備という事業はできない。圃場整備をしたら指定しないといけない。それ以外に代表的なのが、中山間直接支払交付金という事業で、圃場整備していないところでも対象農地にできます。圃場整備しちよけど、農用地に入っていなかったら、中山間直接支払は受けられませんというのはあります。基本的な考え方としては、補助を受けるために区域化するというよりは、守らなければならない農地、地域として耕作放棄地にしないために農用地として指定して、結果、指定を受けたら補助を受けたり中山間直接支払交付金が活用できるということになります。

議長 昔から、このように多くの農地が指定されちよ。

実際に基盤整備しちよとこは、当然守っていかないかんけど、昔に指定されて既に山林化しちよとこもあったりする。そういうところは、考えていけたらいいと思う。

ほかに意見質問はありませんか。

なければ、議案第5号について、承認をとりたいと思います。

なかなか難しい内容もあったと思いますが、承認でよろしいですかね。

承認される方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。承認されました。

本日の議案は、以上となります。

(午後 3 時 14 分終了)